

議題1

資料1

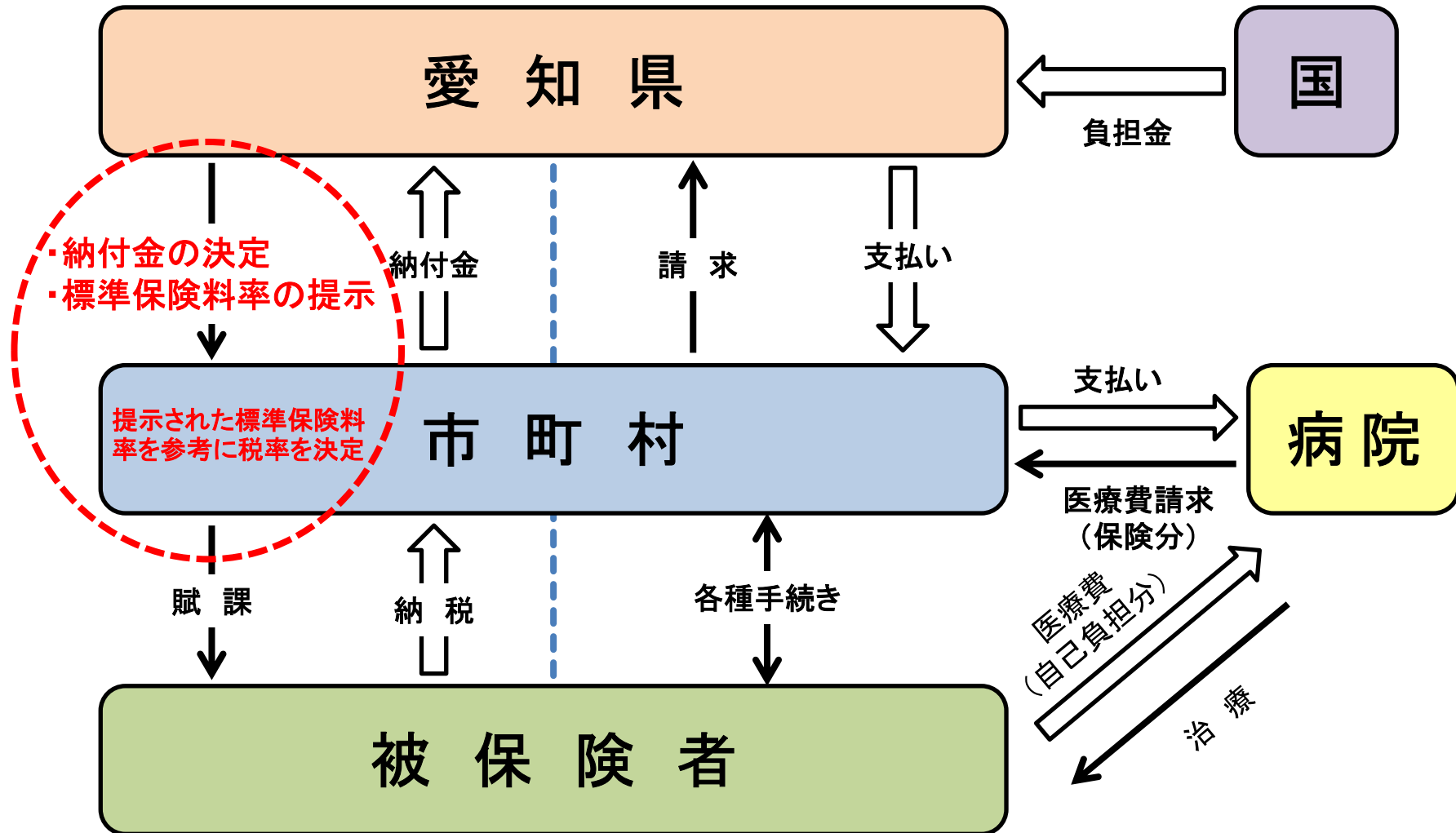
# 令和6年度 国民健康保険税の税率について

【R6.2.1 安城市国民健康保険運営協議会】

# 【県単位化後の国民健康保険制度】

## 【国保税】

## 【保険給付】



加入の手続き、保険証の発行、各種保健事業などは、今までどおり各市町村で実施

## 【算定における主な留意事項】

### 1 保険給付費の推計について

国の示した推計方法に必要な補正を行うことにより算出  
過去2年間(実績値)の伸び率で推計

#### <県全体>

年度	保険給付費の総額	被保険者数	1人当たり保険給付費
R5	410,247,870千円	1,292,775人	317,339円
R6	413,523,076千円	1,230,792人	335,981円
比較	3,275,206千円 (0.8%)	▲61,983人 (▲4.79%)	+18,642円 (+5.87%)



公費等を加減算

年度	市町村納付金の総額
R5(現行)	204,260,995千円
R6(本算定)	<u>205,456,508千円</u>
比較	+1,195,513千円

## 【県が示した本市の納付金（令和6年度本算定）】

3

（一般被保険者での算定・比較）

年度	納付金（一般分）	被保険者数	1人当たり納付金
R5	4,774,302千円	30,370人	157,205円
R6	4,927,830千円	29,261人	168,409円
比較	+153,528千円 （+3.21%）	▲1,109人 （▲3.65%）	+11,204円 （+7.13%）

## 【県が示した本市の標準保険料率（令和6年度本算定）】

区分	医療分	後期分	介護分	計
所得割	6.16%	2.84%	2.32%	<b>11.32%</b>
均等割	25,710円	11,585円	11,557円	<b>48,852円</b>
平等割	17,420円	7,849円	5,877円	<b>31,146円</b>

## 【税率の考え方】

4

- ・原則、県が示す**標準保険料率**を採用
- ・均等割と平等割は100円未満を切捨て **100円単位**

### 【令和6年度本算定 国民健康保険税(案)】

区分	医療分	後期分	介護分	計
所得割	6.16% (+0.91%)	2.84% (+0.13%)	2.32% (+0.08%)	<b>11.32%</b> (+1.12%)
均等割	25,700円 (+3,000円)	11,500円 (+200円)	11,500円 (▲100円)	<b>48,700円</b> (+3,100円)
平等割	17,400円 (+2,800円)	7,800円 (+500円)	5,800円 (+100円)	<b>31,000円</b> (+3,400円)

※ ( )内は令和5年度(現行税率)との比較

### 【令和5年度 現行税率】

区分	医療分	後期分	介護分	計
所得割	5.25%	2.71%	2.24%	<b>10.2%</b>
均等割	22,700円	11,300円	11,600円	<b>45,600円</b>
平等割	14,600円	7,300円	5,700円	<b>27,600円</b>

## 【令和6年度本算定における 1人当たり平均課税額の比較(年額) 試算】

項目	R5税率(現行)	R6税率(案)
1人当たり課税額	98,701円	<b>108,707円</b>
現行との比較	—	+10.14% (+10,006円)

### 【課税額上昇の要因】

- ① 1人当たり保険給付費(医療費)は、上昇し続けている。
- ② 団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行しており、拠出金となる後期高齢者支援金分が増加した。

# 【納付金・標準保険料率算定スケジュール】

